平成２２年（フ）第８号
千葉県袖ヶ浦市福王台１丁目８番地３　ロワジュールⅢ202号
債務者　村山　隆生
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２７２号
新潟県小千谷市土川１丁目１番13号
債務者　久保田　充
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
新潟県上越市柿崎区直海浜1567番地113　市営臨海住宅110号
債務者　小池　高春
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１５６号
新潟県上越市寺町３丁目３番１号、申立時の住所新潟県上越市大字滝寺2000番地15
債務者　鈴木　信浩
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２号
新潟県上越市春日山町１丁目７番23号　Ｊ’ｓパレス202号
債務者　杉田　光広
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２２０号
愛知県大府市追分町４丁目233番地　ガーデニアＢ102号
債務者　南河　由香
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７３号
愛知県半田市白山町４丁目31番地の18
債務者　美のりこと　鳥居　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９３号
愛知県日進市香久山３丁目301番地１　ライフウエルズ香久山１番館405
債務者　田治見俊亨
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４号
名古屋市名東区社口２丁目1205番地　シャトー上社302号
債務者　森本まゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４号
滋賀県長浜市勝町133番地６
債務者　長　　武司
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第５８２号
愛知県一宮市大毛字西新開55番地　クレセール松岡２・203号
債務者　中澤　秀昭
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４２５０号
札幌市白石区北郷４条12丁目８番21号　コーポ稲村102号
債務者　軽部　　登
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３５２号
北海道恵庭市島松本町４丁目12番２号
債務者　鎌田　敏彰
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１号
札幌市白石区本通３丁目北２番５―405号
債務者　野口　淳民
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５号
札幌市豊平区美園１条８丁目２番11号　ファーロックコートM18―１―227号
債務者　柴田　　潤
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６号
札幌市豊平区美園１条８丁目２番11号　ファーロックコートM18―１―227号
債務者　柴田　えり
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３号
札幌市中央区南20条西８丁目１番21号　テラス山鼻20―401号
債務者　加藤めぐみ（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部